

令和7年1月1日現在

グッドタイムクラブ・宮島

重要事項説明書

地域密着型通所介護サービス及び又は第1号通所事業サービス(以下、「サービス」という。)の提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人創生会
事業者の所在地	福岡県福岡市東区雁の巣一丁目7番25号
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 伊東 慎太郎
電話番号	092-607-1111
開設年月日	昭和47年4月

2. 利用事業所

事業所の名称	グッドタイムクラブ・宮島
事業所の種類	地域密着型通所介護 第1号通所事業
事業所の所在地	廿日市市阿品四丁目51番26号
管理者の氏名	和氣 聡
電話番号	0829-36-1660
ファクシミリ番号	0829-36-1689
開始年月日	令和4年4月1日
指定事業所番号 (指定廿日市市)	地域密着型通所介護 3492700327 第1号通所事業

3. 利用事業所で併設する事業

事業の種類	広島県知事又は廿日市市長の事業者指定		利用 定数
	指定年月日	指定番号	
指定地域密着型通所介護	令和4年4月1日	3492700327	18人
第1号通所事業	令和4年4月1日	3492700327	
指定居宅介護支援	令和4年4月1日	3472701923	
指定特定施設入居者生活介護	令和4年4月1日	3472701915	83人
指定介護予防特定施設入居者生活介護			
指定訪問介護	令和4年4月1日	3472701907	
第1号訪問事業			

4. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	グッドタイムクラブ・宮島が行う指定地域密着型通所介護又は第1号通所事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員等の従業者（以下、「従業者」という。）が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態または要支援状態にある高齢者（以下、「利用者」という。）に対し適正な事業の提供をすることを目的とします。
運営の方針	従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を中心としたサービスの提供を行います。

5. 利用事業所の職員体制

従業者の職種	常勤	備考
管理者	常勤1名	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
生活相談員	常勤兼務2名	利用者の心身の状況を的確に把握するとともに、各関係機関との連絡調整を図り、利用者が可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、相談援助業務を行う。
看護職員	常勤専従1名 非常勤専従3名	利用者の健康管理及び心身状態の確認を行う。
介護職員	常勤専従1名 非常勤専従2名 常勤兼務2名	日常生活を営む上で必要となる介護及び支援を行う。
機能訓練指導員	常勤専従1名	日常生活を営む上で必要となる機能の維持向上及び減退防止のための機能訓練を行うとともに、機能訓練計画を立案する。

6. 地域密着型通所介護及び第1号通所事業の内容

種類	提供内容
地域密着型通所介護計画又は第1号通所事業計画の立案	個々の利用者の状態に適切に対応する個別の地域密着型通所介護計画又は通所介護型サービス計画を作成し、これに基づきサービス提供を行います。

健康チェック	血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。
生活相談及び援助	利用者の生活面での指導、援助を行います。 利用者とその家族からのご相談に応じます。
運動器機能向上 (第1号通所事業)	機能訓練指導員により、各々の体力・状態に合った運動プログラムを作成し、機能向上を目指します。
個別機能訓練サービス (地域密着型通所介護)	個々の利用者の状態に適切に対応する個別の機能訓練実施計画を作成し、これに基づきサービス提供を行います。
送迎サービス	施設利用時の送迎を致します。

7. 営業日・営業時間・定員

営業日	月曜～金曜<祝日を含む> (12/29～1/3・8/13～8/15を除く)		
営業時間	9:00～18:00		
サービス提供時間 及び定員	午前の部	9:00～12:15	定員 18人
	午後の部	13:30～16:45	定員 18人

8. 事業の通常の実施地域

実施地域	廿日市市全域
------	--------

9. 利用料その他の費用の額

別紙「サービスご利用料金表」をご参照ください。

10. 利用料、その他の費用の額の請求方法、及び支払方法

項目	内容
① 請求について	a. 利用者負担のあるサービスごとに計算し、ご利用のあった当該月の合計金額を請求いたします。 b. 請求書はご利用明細を記載の上、ご利用のあった当該月の翌月20日までに利用者にお届けします。 ただし、請求のない月はお届けしません。
② 支払について	a. お届けする請求書の金額を下記のいずれかの方法によりお支払いください。 1. 利用者の指定口座からの自動振替 2. 当事業所窓口での現金支払い 3. 事業者の指定口座への振り込み

11. 事故発生時の対応

- (1) サービス提供中に事故等が発生した場合は、速やかに利用者等の関係者、市町村、

当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な処置等を行います。

- (2) 利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1.2. 非常災害対策

事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員へ周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

1.3. サービスに関する相談、苦情等申立先（詳細は別表を参照）

グッドタイムクラブ・ 宮島 利用相談室	窓口責任者： 和氣 聡
	営業時間： 月曜日～金曜日<祝日含む>（年末年始・お盆 休み） 9：00～18：00
	連絡先： TEL 0829-36-1660 FAX 0829-36-1689
広島県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化 委員会事務局	所在地： 〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2
	： 月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始 休み）
	： TEL 082-254-3419
廿日市市役所 高齢介護課 認定・指導係	所在地： 〒738-8512 廿日市市新宮1-13-1
	： 月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始 休み）
	： TEL 0829-30-9196
広島県国民健康保険 団体連合会	所在地： 〒730-8503 広島市中区東白島町19-49
	： 月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始 休み）
	： TEL 082-554-0783

1.4. 緊急時の対応方法

サービスご利用中に、容体急変等緊急事態が発生した場合は、利用者の主治医又は下記の当事業所の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。

また、緊急の連絡先へご連絡させていただきます。

なお、当事業所の協力医療機関は以下のとおりです。

協力医療機関の 名称と電話番号	阿品土谷病院	0829-36-5050
	ヴィラ歯科医院	0829-36-5274

1.5. 個人情報に係る秘密の保持と保護

<p>① 利用者、及び家族等に関する秘密の保持について</p>	<p>当事業所、その従業者、及び従業者であった者は、サービス提供する上で知り得た利用者、及びその家族に関する秘密を正当なる理由なく、第三者に漏洩いたしません。この秘密を保持する義務は、契約が解約された後も、継続いたします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>事業者は、あらかじめ本文書で同意を得ない限り、市町村や医療機関等の関係機関との会議にて、利用者の個人情報、ご家族の情報を流用いたしません。また事業者は、各個人情報が記載されている記録・証憑について、管理者の責任の下に厳重に管理するものとします。</p>
<p>③ 利用者及びその家族等の個人情報の使用について</p>	<p>次に掲げるところにより、サービス担当者会議等において、必要最小限の範囲内で使用します。</p> <p>1 個人情報を使用する目的</p> <p>①利用者に対する地域密着型通所介護又は第 1 号通所事業に関する事務</p> <p>②介護保険又は廿日市市介護予防・日常生活支援総合事業に関する事務。</p> <p>③利用者のために行う管理運営業務。</p> <p>2 使用にあたっての条件</p> <p>①個人情報の提供は、上記の目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際は、関係者以外には漏洩することのないよう、常に細心の注意を払うこと。</p> <p>②事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録すること。</p> <p>3 個人情報の内容</p> <p>①氏名、生年月日、年齢、住所、健康状態、既往歴、現病歴、家族状況等、事業者が利用者に対してサービスを提供する際に、必要最低限となる利用者及びその家族等に関する情報。</p> <p>②認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見等。</p> <p>③その他、事業者がサービスを提供するにあたり、必要となる情報。</p> <p>※「個人情報」とは、利用者及びその家族個人に関する情報であって、特定の個人が識別、又は識別され得るものをいいます。</p> <p>4 個人情報を使用する期間</p> <p>利用契約書に定める契約の有効期間内</p>

16. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者	和氣聡
-------------	-----	-----

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (6) 虐待の防止のための指針を作成します。

17. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること

に留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

18. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

19. 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 通所職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

20. 損害賠償

- (1) 当事業所は、本重要事項説明書に基づく指定地域密着型通所介護又は第1号

通所事業の実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について、賠償する責任を負います。15 項に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

- (2) 但し、利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者の心身状況を斟酌して相当と認められる場合に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- (3) 当事業所は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

2 1. 本サービス利用の終了・中止など

(1) 利用の終了について

利用者は以下の各号に基づく本サービスご利用の終了がない限り、当事業所の提供するサービスを利用することができるものとします。

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定により利用者の心身状況が自立と判定された場合
- ③ 利用者が介護保険施設に入所された場合
- ④ 当事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合、またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の事業所指定を取り消された場合、または指定を辞退した場合
- ⑥ 利用者より終了・中止の申し出をされた場合、または当事業所より提供中止の申し出をした場合

(2) 利用の中止について

- ① 利用者は、本重要事項説明書の説明確認書に捺印後に、本サービスのご利用を中止することができます。この場合、利用者は中止を希望する7日前までに当事業所に通知するものとします。
- ② 利用者は、当事業所が作成した居宅サービス計画や地域密着型通所介護計画または通所介護型サービス計画に同意できない場合、即時に中止することができます。

(3) 利用者からの利用中止について

利用者は、当事業所もしくは介護支援専門員が以下の事項に該当する行為を行った場合、本サービスのご利用を中止することができます。

- ① 正当な理由なく、本重要事項説明書に定める指定地域密着型通所介護又は第1号通所事業を実施しない場合
- ② 15 項に定める守秘義務に違反した場合
- ③ 故意または過失により利用者もしくはそのご家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他ご利用を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(4) 当事業所からの提供中止について

当事業所は、利用者が以下の事項に該当する場合は、本サービスの提供を中止することができます。

- ① 指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所介護に相当する第 1 号通所事業の提供に際し、利用者がその心身の状況・病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知等を行い、その結果、本サービスの提供を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者が、故意または重大な過失により当事業所もしくは介護支援専門員等の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うこと等によって、本サービスの提供を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ③ 利用者の利用者負担金の支払いが 3 か月以上遅延し、負担金を支払うよう催告したにもかかわらず 1 か月以内に支払われない場合。

2.2. その他説明事項

(1) 以下の場合、できる限り速やかに当事業所までご連絡ください。

- ① 居宅サービス計画やサービス利用票に記載されているご利用予定日に、利用できない場合、または日程・時間等を変更したい場合
- ② 事前に当事業所や他の事業所等が作成した居宅サービス計画に記載されていない介護保険サービス等をご利用された場合
- ③ 居宅サービス作成時の被保険者証の記載内容に変更が生じた場合
- ④ 要介護認定の申請を行った場合
(新規・更新申請、区分変更申請、種類変更等)
- ⑤ 利用者負担の各種減免に関する決定、または変更・喪失が生じた場合
- ⑥ 生活保護、公費負担医療の受給取得、または変更・喪失が生じた場合
- ⑦ その他 (いつでもご相談に応じます)

(2) 上記の連絡が行われなかった場合は、利用者が各種サービスに係る費用を全額立て替えなければならなくなり、その償還払いに日時を要する場合がありますので、ご注意ください。

2.3. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
② なし			

(基本単位と介護給付における1割自己負担額)

区 分	介護給付費	自己負担額※1
廿日市市通所介護型サービス(従前相当)サービス提供時間が4時間未満		
事業対象者・要支援1	1,748 単位/月	1月 1,772 円
要支援2(週1回程度)	1,798 単位/月	1月 1,823 円
要支援2(週2回程度)	3,571 単位/月	1月 3,620 円
地域密着型通所介護(3時間以上4時間未満)		
要介護1	415 単位/日	1日 420 円
要介護2	476 単位/日	1日 482 円
要介護3	538 単位/日	1日 545 円
要介護4	598 単位/日	1日 606 円
要介護5	661 単位/日	1日 670 円

(体制加算)

生活機能向上グループ加算 ※2	事業対象者・要支援 100 単位/月	1月 101 円
内 容	利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数のグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動を行う。	
個別機能訓練加算Ⅰイ※2	要介護 56 単位/日	1日 56 円
内 容	利用者へ機能訓練のプログラムにあわせたサービスを提供。個別機能訓練計画書を作成。	
個別機能訓練加算Ⅱ※2	要介護 20 単位/月	1月 20 円
内 容	個別機能訓練加算(Ⅰ)イ・ロを算定している利用者で、なおかつLIFEを用いて情報提出を行うことで算定できる加算。	
サービス提供体制加算Ⅱ	事業対象者・要支援1 72 単位/月	1月 73 円
	要支援2(週1回程度) 72 単位/月	1月 73 円
	要支援2(週2回程度) 144 単位/月	1月 146 円
	要介護 18 単位/日	1日 18 円
内 容	介護職員の配置を強化し、より質の高いサービスを提供する事業所を評価する加算。具体的には、介護福祉士の有資格者の割合や勤続年数から、質の高いサービスを提供する体制にある事業所を評価。	
科学的介護推進体制加算	事業対象者・要支援 40 単位/月	1月 40 円
	要介護 40 単位/月	1月 40 円
内 容	利用者の状態やサービスの情報をLIFEに提供し、フィードバック情報をもとにPDCAサイクルを回して介護の質を高めることを目的。	

(個別減算) ※対象者のみ適用になる減算です。

同一建物減算※3	事業対象者・要支援 1	-376 単位/月	1 月	-381 円
	要支援 2 (週 1 回程度)			
	要支援 2 (週 2 回程度)	-752 単位/月	1 月	-762 円
	要介護	-94 単位/日	1 日	-95 円
内 容	事業所と同一の建物等に居住する利用者に対してサービス提供等をする場合の適正化を勘案した減算。			
送迎減算※4		-47 単位		-47 円
内 容	送迎を行わなかった場合、介護報酬の減算が適用。			

(その他の加算)

介護職員処遇改善加算 (I)	1 か月の利用単位数合計の 5.9% (令和 6 年 6 月から 9.2% に変更)			
内 容	介護職員の処遇改善を図るために創設された加算。			
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	1 か月の利用単位数合計の 1.2% (令和 6 年 6 月 廃止)			
内 容	介護職員の処遇改善を図るために創設された加算。			
介護職員等ベースアップ等支援加算	1 ヶ月の利用単位数合計の 1.1% (令和 6 年 6 月 廃止)			
内 容	介護職員の処遇改善を図るために創設された加算。			

(その他の費用)

項 目	費 用
通常の事業の実施地域以外への送迎サービス (実施地域を越えた地点から)	20 円/1km あたり
おむつ代	実費
特別行事費	実費

※1 介護報酬 1 単位当たりの単価 : 10.14 円 (7 級地)

※2 要介護 1~5 の方まで加算が適用されます。

※3 要介護 1~5 の方で、当事業所と同一建物に居住し通う場合に適用されます。

※4 要介護 1~5 の方で、当事業所が送迎を行わない場合に片道ごとに適用されます。

(注 1) 単位数の端数処理を行う関係上、実際のご請求額とは若干の差異が生じます。

(注 2) 介護保険給付費は、厚生労働省の定める基準に従って、変更される場合があります。

(注 3) 減免措置制度をご利用の方は、市町から発行される減免確認証が必要となります。

(注 4) 第 1 号通所事業の利用者は、契約締結日、利用初回月又は終了月により日割計算で請求させて頂く場合があります。

(注 5) 介護保険負担割合証に記載された負担割合が適用になります。

(注 6) 所得により自己負担の割合が異なります。介護保険負担割合証の発行の都度、提示をお願いします。

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	グッドタイムクラブ・宮島
申請するサービス種類	地域密着型通所介護又は第1号通所事業

措 置 の 概 要

- 1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置
サービスに関する相談、苦情等申立先

グッドタイムクラブ・ 宮島 利用相談室	窓口責任者： 和氣 聡
	営業時間： 月曜日～金曜日<祝日含む>（年末年始・お盆 休み）
	連絡先： TEL 0829-36-1660 FAX 0829-36-1689
広島県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化 委員会事務局	所在地： 〒732-0816 広島市南区比治山本町 12-2
	： 月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始 休み） ： TEL 082-254-3419
廿日市市役所 高齢介護課 認定・指導係	所在地： 〒738-8512 廿日市市新宮 1-13-1
	： 月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始 休み） ： TEL 0829-30-9196
広島県国民健康保険 団体連合会	所在地： 〒730-8503 広島市中区東白島町 19-49
	： 月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始 休み） ： TEL 082-554-0783

- 2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- 1) 事業者は、利用者及び利用者の家族等からの苦情及び要望に対応する窓口を設け、解決に向け、各専門職と共に迅速且つ適切に説明・対応いたします。
頂いた内容については、サービスの向上及び改善に努めるためのみに使用し、それを他の利用者及び利用者の家族等へ漏らしません。
- 2) 事業者は、苦情及び要望のあった利用者に対し、これを理由としていかなる不利益な扱いもしません。
- 3) 利用者及び利用者の家族等は、介護保険法その他関係法令に従い、市区町村、国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。

令和____年____月____日

私は、本書面に基づいて当事業所の職員（職名_____氏名_____）から、上記重要事項の説明を受けその内容を確認し利用すること、当事業所が利用者本人やその家族等の個人情報を必要の範囲内において使用することについて同意します。

利用者	氏名	印（続柄：_____）
	住所	
(代理人)	氏名	（続柄：_____）
	住所	
利用者の家族等	氏名	（続柄：_____）
	住所	

指定地域密着型通所介護、第1号通所事業サービスの提供開始にあたり、利用者またはそのご家族等に対して、本書面に基づいて、上記重要事項を説明しました。

開設者 所在地 福岡県福岡市東区雁の巣一丁目7番25号

法人名 社会福祉法人創生会

代表者名 理事長 伊東 慎太郎 印

事業所 所在地 広島県廿日市市阿品四丁目51番26号

事業所名 グッドタイムクラブ・宮島

管理者名 和氣 聡 印

説明者 印

本書面をもって説明と同意の証とし、1部を利用者又はその家族等へ、1部を事業所へ交付します。

(別表)

・グッドタイムクラブ・宮島 相談受付窓口

窓口	担当者	連絡先
管理者	和氣 聡	0 8 2 9 - 3 6 - 1 6 6 0
生活相談員	江川 智子	
生活相談員	植田 健太郎	

相談受付プロセス

v-6.1.0

